

ハラスメントは許しません！！

J R 東日本メカトロニクス株式会社

代表取締役社長

太田朝道

- 1 職場におけるハラスメントは、社員等の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であるとともに、社員等一人ひとりの能力の有効な発揮を妨げ、また、会社にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し、社会的評価に影響を与える問題です。

性別役割分担意識に基づく言動は、セクシュアルハラスメントの発生の原因や背景となることがあり、また、妊娠・出産・育児休業等に関する否定的な言動は、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの発生の原因や背景になることがあります。このような言動を行わないよう注意しましょう。

また、パワーハラスメントの発生の原因や背景には、社員同士のコミュニケーションの希薄化などの職場環境の問題があると考えられますので、職場環境の改善に努めましょう。

私たちは「セクシュアルハラスメント」などのハラスメントを正しく理解し、職場の仲間をパートナーとして尊重し合う意識を持つことでハラスメントのない職場をめざしましょう！

また、職場の仲間だけでなく、お客さま、取引先その他業務に関係する方々及び採用応募者、インターンシップ参加者、学生その他求職者の人格と尊厳を尊重し、相手の立場に配慮した適切な言動に努めましょう。

お客さまからのカスタマーハラスメントに該当する行為に対しては、毅然とした対応を行うとともに、私たち自身も取引先に対して「要求が妥当な範囲内であるか」「伝え方が社会通念上相当な範囲内であるか」を意識して、お客さま・取引先との適切な関係を維持し、安全で質の高いサービスを提供してまいりましょう。

J R E M 就業規則の規定（就業規則において、ハラスメントを明確に禁止しています。）

第 8 条 社員は、執務場所等において、他の社員等の就業に影響を与えるような性的言動を行い秩序又は風紀を乱してはならない。→ セクシュアルハラスメントの禁止

2 社員は、執務場所等において、妊娠、出産に関する言動又は育児、介護のための制度等の利用に関する言動を行い、他の社員等の就業環境を悪化させ、又は制度等の利用を阻害してはならない。

→ 妊娠、出産、育児、介護に関するハラスメントの禁止

3 社員は、執務場所等において、業務上必要かつ相当な範囲を超え、優越的な関係を背景とした言動を行い、他の社員等の就業環境を害してはならない。→ パワーハラスメントの禁止

4 社員は、顧客、取引先その他業務に関係する者並びに採用応募者、インターンシップ参加者、学生その他求職者に対し、自らの職務上の地位、権限又は優位な立場を利用したハラスメント行為及び著しい迷惑行為を行ってはならない。→ 顧客・取引先・求職者等に対するハラスメント及び著しい迷惑行為の禁止
ハラスメントを行った場合、就業規則に基づき厳正に対処します。

- 2 我が社はハラスメント行為を許しません。また、我が社の社員以外の者に対しても、これに類する行為を行ってはなりません。
- 3 この方針の対象は、正社員、嘱託社員、契約社員、テンポラリー社員、出向社員、派遣社員を含む、当社において働いているすべての方々です。
- 4 職場におけるハラスメント防止研修・講習を実施する際は、積極的に参加してください。
- 5 ハラスメント防止の詳細内容については、別紙「JR 東日本グループハラスメントリーフレット」に準ずる。